

うなぎの体長制限に関する委員会指示について

1 指示の内容（概要）

中海及び境水道において、全長30センチメートル以下のうなぎは、採捕してはならない。（試験研究等を目的として、鳥取海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。）

※現指示の指示期間を3年間に延長するもの。

2 委員会指示（案）

鳥取海区漁業調整委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、うなぎの繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成28年 月 日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

1 指示内容

中海海域（境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。）及び境水道（境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。）において全長30センチメートル以下のうなぎは、採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、鳥取海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

- （1） 試験研究のための採捕
- （2） 教育実習のための採捕
- （3） 増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）のための採捕

2 指示期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

3 その他

現指示期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

指示開始から現在まで、海区調整委員会への30cm以下のうなぎの採捕に係る承認申請はなかった。

(参考)

1 委員会指示の経緯

中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会の中で、両県の調整すべき事項として、アサリ・ウナギの体長制限に関することが以前から提起されており、両県で同一の規制となるように調整規則にないものは双方が委員会指示を発出し、補完している。

平成 27 年 8 月 5 日に開催された同協議会でも協議しており、将来的には委員会指示を両県が漁業調整規則化することで同意されている。

2 アサリ・ウナギの体長制限に関する現在の規制状況について

項目	魚種（漁業種類）	内容	
		島根県	鳥取県
体長制限	アサリ	3cm以下は採捕禁止 (H23.4.1から委員会指示)	3cm以下は採捕禁止 (調整規則)
	ウナギ	30cm以下は採捕禁止 (調整規則)	制限なし←今回指示案で対応 (内水面は30cm以下採捕禁止 (内水面の調整規則))

3 他県の規制状況（海面調整規則）

都道府県	体長制限
北海道	—
青森県	—
岩手県	—
宮城県	全長20cm以下
秋田県	—
山形県	—
福島県	—
茨城県	全長23cm以下
千葉県	全長26cm以下
東京都	全長24cm以下
神奈川県	全長40cm以下
新潟県	—
富山県	—

都道府県	体長制限
石川県	—
福井県	—
静岡県	全長13cm以下
愛知県	全長20cm以下
三重県	全長20cm以下
滋賀県	全長35cm以下
大阪府	全長20cm以下
兵庫県	全長20cm以下
和歌山県	全長30cm以下
鳥取県	—
島根県	全長30cm以下
岡山県	全長20cm以下
広島県	全長25cm以下

都道府県	体長制限
山口県	全長20cm以下
徳島県	全長20cm以下
香川県	全長20cm以下
愛媛県	全長25cm以下
高知県	全長21cm以下
福岡県	全長21cm以下
佐賀県	全長21cm以下
長崎県	全長21cm以下
熊本県	全長21cm以下
大分県	全長20cm以下
宮崎県	全長25cm以下
鹿児島県	全長21cm以下
沖縄県	体長10cm以下

鳥取海区うなぎの採捕に係る委員会指示取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平成27年度鳥取海区漁業調整委員会告示第 号(中海及び境水道におけるうなぎの採捕制限に関する指示について)に基づくうなぎの採捕の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 鳥取海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下「試験研究等」という。)を目的とした採捕の場合に限り承認することができる。

(申請書の提出)

第3条 うなぎ採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)に以下の書類を添えて、委員会事務局(鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内)に提出すること。

(1) 関係漁業協同組合の同意書(写し)

ただし、漁業協同組合所属の組合員による試験研究等であつて、当該漁業協同組合を経由する申請に限って省略することができる。

(2) その他委員会が必要と認めた書類

(承認証の交付)

第4条 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(承認の条件)

第5条 承認の条件は、次のとおりとする。

(1) 採捕にあたっては、承認証を携行しなければならない。

(2) 承認を受けた者は、採捕状況を採捕終了後速やかに委員会に報告しなければならない。

(3) その他委員会が必要と認める条件。

(承認内容の変更承認)

第6条 承認証の内容を変更しようとする者は、変更承認申請書(様式第3号)に承認証を添付して提出するものとする。この場合における手続については、第3条の規定を準用する。

(変更の承認)

第7条 委員会が前条の変更を承認したときは、遅滞なく承認証を書き換えて交付する。

(承認証の再交付)

第8条 承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかに承認証再交付申請書(様式第4号)を提出しなければならない。この場合における手続については、第3条及び第4条の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

試験研究等によるうなぎ採捕承認申請書

年 月 日

鳥取海区漁業調整委員会 会長 様

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



下記により、試験研究等によるうなぎの採捕の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の目的
- 2 採捕しようとするうなぎの数量(種苗の採捕の場合は、供給先及び数量)
- 3 採捕の期間
- 4 採捕の区域
- 5 使用漁具及び漁法
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 使用船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 所有者氏名

様式第2号

鳥魚調第 号	
試験研究等によるうなぎ採捕承認証	
住 所	
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
適用する委員会 指 示 番 号	平成28年 月 日付け 鳥取海区漁業調整委員会指示第 号
1 採捕する水産動植物の種類及び数量	
2 採捕の区域	
3 採捕の期間	
4 使用漁具及び漁法	
5 採捕に従事する者の住所及び氏名	
6 使用船舶	
(1) 船 名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数 トン	
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
7 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで	
8 制限又は条件	
年 月 日	
鳥取海区漁業調整委員会 会長	
印	

様式第3号

試験研究等によるうなぎ採捕変更承認申請書

年 月 日

鳥取海区漁業調整委員会 会長 様

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

下記により、試験研究等によるうなぎ採捕の承認の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日
- 3 変更しようとする事項

項 目	現在の承認の内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする時期
- 5 変更しようとする理由

様式第4号

試験研究等によるうなぎ採捕承認証再交付申請書

年 月 日

鳥取海区漁業調整委員会 会長 様

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

⑩

下記により採捕承認証の再交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日
- 3 再交付を必要とする理由